

富山県営渡船・引船

安全運航の取組み

安全方針に基づき、課内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、安全、適正かつ円滑に業務を遂行するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、**職員が一丸となって、安全運航の確保に取り組めます。**

.....安全方針.....

- ・ 関係法令及び課内規定を遵守します。
- ・ 安全最優先の原則を徹底します。
- ・ 安全マネジメント態勢の継続的改善を図ります。

富山県

【安全方針】

- ・ 関係法令及び課内規定を遵守します。
- ・ 安全優先の原則を徹底します。
- ・ 安全マネジメント態勢の継続的改善を図ります。

【安全への取り組み】

1. 運航基準の設定

船内と陸上との連携を密にして、気象・海象に情報を共有しながら、発航前に運航の可否判断を行い、以下の基準を超えた場合は運航を中止いたします。

旅客船		
風速	波高	視程
16m/s 以上	1.0m 以上	300m 以下

但し、上記の条件に達していなくても、船長が危険と判断した場合は、運航中止する場合があります。

2. 機器の点検・整備の徹底

発航前点検の的確な実施と、電気設備や機関の点検整備の励行しております。また、船体整備としては、毎年のドック入渠と法令に基づいた点検整備(5年毎の定期検査および1年毎の中間検査に合格)を実施しております。

3. 事件・事故および自然災害等の連絡体制の整備と訓練の実施

非常時に備えた操練・訓練等を実施し、通報連絡指示体制の整備に努めております。

4. 乗組員の健康状態の把握

出航前にアルコールチェッカーを使用し酒気帯びの有無、また体温測定にて発熱や過労状態などの有無の確認を行っております。

5. 安全設備について

緊急時の避難設備は、すべてのお客様に十分に対応できる救命胴衣並びに救命浮器を搭載しております。

緊急時の陸上との連絡に関しましては、常時通信できる携帯電話を使用しております。

6. 保険について

万一の事故に対して、一人当たり最大1億円の船客傷害賠償責任保険に加入しております。

7. 安全統括管理者:令和8年4月1日選任 運航管理者:令和7年4月1日選任

8. 事故情報の開示

令和6年度の岸壁接触事故に関して関係各所に報告及び指導を対応を受け、安全運航に努めております。